

令和4年度 都立杉並総合高等学校開放事業の方針について(お知らせ)

1 施設開放の方針

- (1) 屋内施設は、原則中止する。
- (2) 屋外施設は、**令和4年3月6日以降**の教育委員会からの取扱いの通知を受け、開放の判断をする。
施設利用の際は、感染拡大予防対策を講じていただくことが必要となり、「屋外施設用マニュアル」を遵守することを承諾していただける方に団体登録を行う。
- (3) 学校運営を優先とするため、開放計画が変更となる場合もある。
- (4) **まん延防止等重点措置等が適用された場合、使用日時の施設利用を控えていただく場合がある。**
- (5) 変更がある場合は、随時本校のホームページにて周知を行う。

2 開放施設及び種目等

体 育 施 設	施設名	開放対象種目
	グラウンド	サッカー、少年軟式野球
テニスコート	テニス（ハードコート1面）	
体育館は中止	バレーボール、バスケットボール、バドミントン	

※1 施設の制約により、試合及びフリーバッティングはご遠慮ください。

3 年間開放計画（予定）

開放日は、午前、午後、夜間の区分ごとに、○印で表示しています。

月	日	曜日	開放体育施設								
			グラウンド		テニスコート		体育館				
			午前	午後	午前	午後	午前	午後	夜間		
10月	15	土	○	○	○	○	/	/	/		
	16	日	○	○	○	○	/	/	/		
2月	25	土	○	○	○	○	/	/	/		
	26	日	○	○	○	○	/	/	/		

開放時間は、以下のとおりです。

午前 9時00分～12時00分

午後 13時00分～16時00分

（原則3時間）

4 登録団体の受付スケジュール(予定)

R4.2月下旬 本方針をHP上に掲載

R4.3.6頃 教育委員会からの通知を受けた後に、屋外施設の開放を判断する。

R4.3月中旬から 登録団体の募集開始

R4.5月中旬 登録団体の決定、抽選等の実施

5 公開講座の方針

第2四半期以降、特に必要であるとき、感染拡大予防対策等を講じた上での実施を検討する。